（細則様式５）

年　　月　　日

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料流通政策室室長　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者) | | | |
| 氏名又は名称 |  | | |
| 及び代表者名 |  | | ㊞ |
| 電話番号 | | 担当者 | |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （所有者） |  | | |
| 氏名又は名称 |  | | |
| 及び代表者名 |  | | ㊞ |
| 電話番号 | | 担当者 | |

災害発生時の対応に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、脱炭素社会における燃料安定供給対策事業を申請するにあたり、次の(1)～(5)の事項について遵守することを誓約いたします。

記

(1) 資源エネルギー庁が整備した「災害時情報収集システム」へ連絡先の登録を行うこと。

(2) ①②③の何れかの災害が発生した際に、給油所設備の損傷や従業員の負傷等により事業継続が困難になった場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続すること、且つ資源エネルギー庁に対して「災害時情報収集システム」により２時間以内に自主的に被害状況（営業状況・在庫状況等）の報告を行い、営業可能である場合は申請給油所に関する基礎情報（運営会社・給油所名・電話番号・住所）を公表することに承諾すること。

① 申請給油所が立地する都道府県内で震度５強以上の地震が発生した場合。

② 申請給油所が立地する都道府県内で大津波警報（津波の高さ５ｍ以上）が発生した場合。

③ その他の災害（噴火・台風、洪水、豪雪、停電等）で、資源エネルギー庁が必要と判断

した場合。

※ 災害（震度５強以上・大津波警報）は都道府県ベースのため、申請給油所の立地する市区町村が震度５弱以下である場合、若しくは非沿岸部でも対象となります。

※ 対象となる災害が発生した場合は、資源エネルギー庁から委託された業者から「災害時情報収集システム」で登録された連絡先に被害状況の報告を求めるメールが送信されます。（メールが送信されてくるようにするため、災害時情報収集システムにアクセスして初期登録を行うこと。）

※ ２時間以内の自主的な報告については、災害が発生した際に避難指示が出された場合は速やかに避難し安全の確保を行い、安全を確認後に報告してください。

(3) 資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムの報告訓練へ参加すること。

(4) 上記(2)の報告後、在庫不足による一時的な営業停止、若しくは設備点検終了により営業再開等で報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告を行うこと。

(5) 上記(2)の報告後、資源エネルギー庁から再度報告依頼があった場合は、その都度報告を行うこと。

以　上

「災害時情報収集システム」へ登録する連絡先

ＰＯＳシステム整備事業

|  |  |
| --- | --- |
| 給油所品確法登録番号 | －第　　　　　　　号 （　　　　　） |
| 給油所名 | 給油所 |

省エネ型ローリー整備事業

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所名 |  |
| 設置場所住所 |  |

①②ともに、常に連絡がとれる連絡先を原則２つ以上。

※２つの連絡先が登録できない者は、その理由を添付すること。（ 理由書は任意の様式 ）

※ショートメール（ＳＭＳ等）は登録できません。

※メールアドレスの登録ができない者は申請できません。

①メールアドレス　※２つ以上登録

【 経営者、マネージャー、従業員等のアドレスを登録してください 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | メールアドレス | 連絡先の氏名・所属・役職等 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |

②電話番号　※２つ以上登録

【 申請給油所、本社、経営者等の電話番号を登録してください 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 電話番号 | 連絡先の名称・氏名・役職等 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |

※ 記載いただいた連絡先は、資源エネルギー庁において緊急時の連絡先として登録します。

※ 変更が生じた場合には、資源エネルギー庁に報告してください。

※ 登録していただく個人情報については、災害時情報収集システムの連絡先として利用する以外には使用いたしません。